陳情第１６６号

令和８年１０月　５日

川崎市議会議長　原　　典　之　様

宮前区
川崎市民プラザを存続させる会
ほか　１団体

28万人が利用する川崎市民プラザの令和８年度末利用終了を必要
最小限の安全確保実施により継続利用を求める陳情

陳 情 の 要 旨

市は川崎市民プラザの耐震補強工事等は実施せず、安全確保が困難と判断し現施設の利用終了を公表しましたが、必要最小限の安全対策により継続利用できるようにし、年間28万人もの利用者への影響を最小とするよう、積極的な検討を願い、陳情いたします。

陳 情 の 理 由

市が令和７年２月に公表した「川崎市民プラザの今後の方向性について」においては、耐震補強工事及び大規模修繕に相当な費用（耐震補強工事約14.0億円、大規模修繕を含めると約54.8億円）を要することを理由に、現施設の機能・規模を維持し続けることは合理的でないと判断し、また利用者の災害からの安全確保のため令和８年度末をもって現施設を終了するとしています。

しかしながら、市が示した費用や工事期間は、あくまで施設全体の機能・規模を現状のまま長期的に維持することを前提とした試算であり、継続利用可能な必要最小限の安全確保を図ることは、前提が異なるものです。

例えば特定天井を有する大ホール棟・体育館棟など危険性が指摘されているところについては使用を制限する対応や、隣接する清掃センターの会議室等を利用し諸活動を継続する方法があります。また老朽化した設備のうち安全性に

直結する箇所（受水槽、分電盤等）を優先的に点検・補修するなど、大規模な耐震補強工事によらずとも、必要最小限の対応によって安全に継続利用できる余地があると考えられます。

一方、新たな施設の整備については、基本構想の策定すら令和９年度以降とされ、市の答弁では新施設開設までに10年程度を要する可能性も示唆されています。整備内容や事業費、具体的なスケジュールは、今後の市民意見聴取を踏まえた検討の中で明らかになるものであり、現時点では現施設の利用終了後、市民が活動を継続できる見通しが十分に示されていません。

市自身も、現在の市民プラザが担う体育施設・ふるさと劇場等の文化施設の需要について、近隣公共施設への「完全な移転は困難」との見解を示しており、令和８年度末での一律の利用終了は、長年活動を続けてきた多くの利用団体・市民の活動の場を、代替策が十分に整わないまま失わせる結果になり、年間28万人もの利用者の生活に重大な影響を及ぼしかねません。

つきましては、大規模な耐震補強や修繕を実施することを前提とせず、危険箇所の使用制限をはじめとする必要最小限の安全確保の実施により利用者の安全を担保しつつ、現施設の利用終了時期である令和８年度末を見直し、新たな施設の見通しが具体化するまでの間、市民プラザの果たしてきた機能をできる限り維持していただくよう、積極的な検討をお願いする次第です。